

台風19号により被災した農地 及び農業用施設の災害復旧事業を実施します (農地・農業用施設災害復旧事業のお知らせ)

町では、台風19号による大雨、洪水等により被災した農地（田、畑）、農業用施設（水路、農道、頭首工、ため池、揚水機等）の災害復旧事業に取り組み、被害を受けた農業者の皆様の早期の営農再開を支援します。

10月12日の発災以降、行政区長や農業者から寄せられた被害報告に基づき、この間、被災箇所の取りまとめ、被害状況調査や被害拡大防止作業に加え、災害復旧事業着手に向けた事業の振分け（補助・町単独）、補助災害査定に向けた準備等を進めてまいりました。

今後は、被災箇所及びその周辺土地所有者の御理解をいただきながら災害復旧事業に取り組んでまいりますので、皆様の御支援と御協力をお願いいたします。

○これまでに被害報告をされていない場合は

台風19号により農地や農道、水路などの農業用施設が自らの手に負えないほど被災している場合は、町が施工する災害復旧事業で工事等が行える場合があります。

農地・農業用施設が被災している方で、これまでに被害報告をされていない場合は、役場担当課まで御連絡ください。

※行政区長を通じて既に報告があがっている場合もありますので御注意願います。

○被害報告にあたっての留意事項

- ・台風19号による被害であること。（災害復旧事業には、降雨量などの要件があります。）
- ・農地は、耕作の用に供されている土地、又は現に耕作している土地であること。
- ・農業用施設は、受益戸数が2戸以上であること。
- ・工事費が少額、経済効果が小さい等により対象外となる場合があります。
- ・農地の災害復旧事業にあたっては、原則として受益者負担金をいただきます。
※台風19号は激甚災指定のため受益者負担金は事業費の概ね2%程度と試算しています。

□お問い合わせ先

石川町産業振興課 農林整備係 電話 26-9128（直通）